

マネージメント・レター 235**確定申告です**

確定申告が必要な人



- 1、給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- 2、一ヶ所から給与の支払を受けていて、給与所得・退職所得以外の所得の合計が20万円以上になる人
- 3、二ヶ所以上から給与の支払を受けていて年末調整されなかった給与所得と、給与所得・退職所得以外の所得の合計が20万円以上になる人
- 4、同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から貸付金の利子や店舗などの賃貸料を受取っている人

また、確定申告の必要はなくても、申告をすることで、払いすぎた税金が戻ってくるひともいます。払わなくて良い税金を払っているのだとしたら、もったいないですよ。自分が下記のような控除の対象になっていないかどうか、一度確認してみたいかでしょうか？

確定申告をすることで税金が戻る人

雑損控除・医療費控除・寄付金控除・住宅借入金特別控除（年末調整で控除を受けていない場合）・政党等寄付金特別控除・住宅耐震改修特別控除等を受けられる人

尚、各控除を受けれる要件等につきましては、担当者又は当事務所までご連絡下さい。

 **今月のひとくちメモ** 

昨年から行われている住民税からの住宅ローン控除ですが、該当する方は毎年度申告が必要になります。年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている職員の方がいるようでしたら、源泉徴収票を添付して、今年は3月16日までにお住まいの市区町村へ申告書提出が必要な旨をお知らせください。